

議案第18号

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

災害弔慰金及び災害見舞金の支給額並びにその支給内容の適正化を図るにあたり、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「遺族の生計を主として維持していた場合にあっては1,000,000円とし、その他の場合にあっては750,000円とする」を「遺族に対して100,000円とする」に改める。

第14条第2項の表全壊、全焼又は流失の項中「50,000円」を「30,000円」に、「100,000円」を「50,000円」に改め、同表半壊、半焼又は半流失の項中「30,000円」を「20,000円」に、「50,000円」を「30,000円」に改め、同表床上浸水・水損の項中「20,000円」を「10,000円」に、「30,000円」を「10,000円」に改め、同表重傷者の項中「70,000円」を「30,000円」に、「50,000円」を「15,000円」に、「30,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
(災害弔慰金の額)				(災害弔慰金の額)			
第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、次の各号の定めるところによる。				第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、次の各号の定めるところによる。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 火事、爆発その他町長が認める災害により死亡した場合 死亡者が死亡当時次条に規定する遺族に対して100,000円とする。				(2) 火事、爆発その他町長が認める災害により死亡した場合 死亡者が死亡当時次条に規定する遺族の生計を主として維持していた場合にあつては1,000,000円とし、その他の場合にあつては750,000円とする。			
(災害見舞金の支給等)				(災害見舞金の支給等)			
第14条 (略)				第14条 (略)			
2 前項に規定する災害見舞金額は、次の表のとおりとする。				2 前項に規定する災害見舞金額は、次の表のとおりとする。			
被害の種類	被害の区分	災害見舞金額		被害の種類	被害の区分	災害見舞金額	
		1人世帯	2人以上世帯			1人世帯	2人以上世帯
全壊、全焼 又は流失	住家	30,000円	50,000円	全壊、全焼 又は流失	住家	50,000円	100,000円
	店舗、事業所等	30,000円	30,000円		店舗、事業所等	50,000円	50,000円
半壊、半焼 又は半流失	住家	20,000円	30,000円	半壊、半焼 又は半流失	住家	30,000円	50,000円
	店舗、事業所等	20,000円	20,000円		店舗、事業所等	30,000円	30,000円
床上浸水・ 水損	住家	10,000円	10,000円	床上浸水・ 水損	住家	20,000円	30,000円
	店舗、事業所等	10,000円	10,000円		店舗、事業所等	20,000円	20,000円
重傷者	療養期間が3箇月以上	30,000円		重傷者	療養期間が3箇月以上	70,000円	
	療養期間が6週間以上3箇月未満	15,000円			療養期間が6週間以上3箇月未満	50,000円	
	療養期間が3週間以上6週間未満	15,000円			療養期間が3週間以上6週間未満	30,000円	
3 (略)				3 (略)			